

令和5年度

第7回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉市農業委員会総会議事録

令和5年9月14日、千葉市農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和5年度第7回千葉市農業委員会総会を千葉市役所2階XL会議室201・202に招集した。

＜会議に付した議案＞

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	13件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請（一時転用）について	1件
議案第5号	千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について	20件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	5件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	20件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	38件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	11件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	1件
報告第7号	荒廃農地の非農地化について	455件

<出席委員> (17名)

1 番 秋 庭 重 樹	2 番 石 井 一 也
3 番 小 川 友 安	4 番 長谷部 衡 平
5 番 芳 澤 和 哉	6 番 小 島 英 男
7 番 横 山 清 亮	8 番 梶 本 泉
9 番 佐々木 貴 史	10 番 秋 葉 重 雄
11 番 大 塚 秀 行	12 番 脇 田 章 子
13 番 清 宮 恵理子	14 番 小 林 直 樹
15 番 市 原 律 子	16 番 高 橋 芳 和
17 番 齊 藤 憲 次	

<事務局説明員>

事 務 局 長	渡 部 義 憲	次 長	中 田 照 子
次 長 補 佐	齋 藤 聡 子	農地活用班長	佐々木 聡 子
農地保全班長	原 田 賢 一	農地審査班長	高 山 智 裕
農地指導班長	森 末 豪		

事前審査第2班 (石井班長)	本案件は、権利者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が、義務者であります花見川区武石町1丁目に在住の方が所有する同区同町の農地を、農地継承のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、キャベツ、ネギ、ブロッコリー、水稻を予定しております。 議案書の2ページをご覧ください。 次に、第3項です。 お手元の資料8ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区下田町に在住の方が、義務者であります稲毛区長沼原町に在住の方が所有する若葉区下田町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、落花生、大根、ジャガイモを予定しております。 次に、第4項です。 お手元の資料9ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区高根町に在住の方が、義務者であります東京都大田区に在住の方が所有する若葉区御殿町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。 議案書の3ページをご覧ください。 次に、第5項です。 お手元の資料10ページと11ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区千城台東2丁目に在住の方が、義務者であります若葉区更科町に在住の方が所有する同区同町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、ブルーベリーを予定しております。 なお、本申請者は農作業への年間従事日数が50日となっておりますが、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば、農作業に常時従事していると認められるため、農作業の常時従事要件を満たすものと考えます。 次に、第6項です。 お手元の資料12ページと13ページをご参照ください。 本案件は、権利者であります若葉区御成台2丁目に在住の方が、義務者であります若葉区更科町に在住の方が所有する同区同町の農地
---------------------------	--

	を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。 申請地の取得後の作目は、栗を予定しております。 なお、本申請者は農作業への年間従事日数が50日となっておりますが、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば、農作業に常時従事していると認められるため、農作業の常時従事要件を満たすものと考えます。 事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの事前審査第1班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
梶本委員	1項について作目が槇となっておりますが、樹木であるので、農地法第3条の手続きで問題ないのか伺います。肥培管理を行えば農地にあたると思いますが、槇の場合あまり手がかからないので、通常の農地として今回の手続きに該当するか教えてください。
事務局	槇を出荷するため肥培管理を行い、苗木を育てるということで、農地であり農地法第3条の手続きとなります。
梶本委員	了解いたしました。次に5項、6項について、下限面積要件が撤廃された影響で小規模な面積の申請となっております。6項の方は作目が栗で、私も栗を作っていますが、たまに草を刈り、農薬の散布もあまりしません。この方の場合、肥培管理を行うといえるかどうかを伺います。もう1点、農作業の常時従事要件について原則150日以上が要件ですが、この方は50日で認められています。どこまで認められるのか基準等があれば教えてください。
事務局	統計に10アール当たりの従事時間数というのがありまして、それを1日8時間として計算すると、栗の場合で申請面積の201平

事務局	方メートルであれば、１０日程度となり常時従事要件を満たしていると考えます。 栗畑については従前より農地として扱っており、剪定や防虫作業等の肥培管理を行うと捉えています。
橋本委員	了解しました。先ほどの榎や栗は小規模な面積でいずれ山林に地目変更することも懸念されるので、注視してもらいたいです。
清宮委員	６項について、面積が２０１平方メートルであると、栗の木は２本までしか植えることができないと思います。それで、農業、新規就農といえるのでしょうか。
事務局	栗を贈答用にするというので、業としての農業には当たらないと思います。新規就農という書き方が誤解を招くかもしれませんが、業として行わなければならないと農地を取得できないということはありません。
清宮委員	下限面積要件が撤廃され、このような農地取得が増えてくると思いますが、周辺の方がこのような土地利用で納得されているのか確認等出来れば良いと思います。
小林委員	５項、６項の申請地の周辺に農地が広がっていて、万一、当該地が地目変更されると周囲にも影響が出るかもしれません。何か対策等は考えているのかお聞かせください。
事務局	毎年行う利用状況調査を注視していき、周囲に影響が出ないようにしたいと思います。なお、現状はすでに荒れている状況で就農し活用していただいたほうがよいかと思います。
小林委員	わかりました。４項について権利者の方が高齢ですが、今後耕作していけるのかと後継者がいるのか教えてください。
事務局	息子さんがいらっしゃいますが、後継者となるかは未定ですが、継がせたいとおっしゃっていました。

議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は許可と決定いたします。 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第2班 (石井班長)	ご説明いたします。 議案第2号ですが、第1項から第11項につきましては、現地調査案件となりますが、事前審査会当日に大雨警報等が発令されたため、やむを得ず中止といたしましたので、現地調査に代えて、申請書に添付された現況写真を見ながら審査を行いました。 議案書4ページをご覧ください。 はじめに第1項です。 本案件は第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料14ページから17ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、京成幕張駅から北東に約1キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と税務署があることから、第3種農地と判断しました。 被害防除については、ブロック、板柵を設置し、土砂の流出等を防止します。 排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手

事前審査第2班 (石井班長)	続きます。 議案書 5 ページをご覧ください。 次に、第 3 項です。 本案件は、第 4 項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料 1 8 ページから 2 1 ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、千葉都市モノレール動物公園駅から北東に約 6 0 0 メートルに位置する農地です。 農地区分は、ガス管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から 5 0 0 メートル以内に小学校と中学校があることから第 3 種農地と判断しました。 被害防除については、ブロック、擁壁を設置し、土砂の流出等を防止します。排水については、污水管に接続し、雨水は雨水管へ接続します。他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 議案書の 6 ページをご覧ください。 次に、第 5 項です。 お手元の資料 2 2 ページから 2 7 ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、J R 四街道駅から南に約 1 . 6 キロメートルに位置する農地です。 農地区分は、申請地のうち、5 0 0 メートル以内に小学校と幼稚園があり、下水道管・ガス管が埋設された道路に接道する農地は第 3 種農地と判断し、その他の農地については、市街地の区域等から 5 0 0 メートル以内の農地で、1 0 ヘクタール未満の広がりであることから、第 2 種農地と判断しました。 被害防除については、緩衝帯を設置し、碎石の流出等を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。 次に、第 6 項です。 本案件は、第 9 項までと一体案件ですので、一括してご説明いたし
---------------------------	---

事前審査第2班 (石井班長)	ます。 お手元の資料 28 ページから 31 ページをご参照ください。 資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。 本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権の設定及び所有権を移転するものです。 申請土地は、千葉市立養護学校から西に約 300 メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から 500 メートル以内の農地で、10 ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、フェンスおよび小堰堤を設置し、周囲への影響を防止します。排水については、雨水を自然浸透で処理します。 議案書の 8 ページをご覧ください。 次に、第 10 項です。 本案件は、第 11 項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。 お手元の資料 32 ページから 40 ページをご参照ください。 本案件は、特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、J R 土気駅から北西に約 800 メートルに位置する農地です。 農地区分は、駅から 1 キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。 被害防除については、ブロックを設置し、土砂の流出等を防止します。排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は雨水管へ接続します。他法令関係は、都市計画法に該当し、現在手続き中です。 議案書の 9 ページをご覧ください。 次に、第 12 項です。 本案件は、議案第 3 号と一体案件となっておりますので、議案第 3 号の時に一括してご説明いたします。 議案書の 10 ページをご覧ください。 次に、第 13 項です。 お手元の資料 42 ページをご参照ください。
---------------------------	---

事前審査第2班 (石井班長)	本案件は、駐車場、駐輪場、洗濯物干場用地とするため、所有権の移転をするものです。 申請土地は、武石インターチェンジから北東に約400メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。
橋本委員	第1項について、被害防除がブロック、板柵となっています。板柵は仮設的なもので、恒久的なものではないと思いますが、詳細がわかれば教えてください。
事務局	資料15ページをご覧ください。図にある新設道路の脇に板柵が設置されますが、今後この先に分譲住宅の開発が予定されているので、恒久的なものではなく仮設的なものです。
橋本委員	了解しました。今回の申請で特定建築条件付売買予定地が多いのですが、建物がいつ建てられるかという確認は、宅地課と農業委員会のどちらが行っているのですか。
事務局	農業委員会で行っており、完了していない場合は、年1回報告書の提出を求めています。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について、第1

議長 (長谷部会長)	2項を除き、第5項から第11項の千葉県農業会議諮問案件については、諮問に対する意見が許可相当であれば許可、不許可相当であれば次回総会で再度検討することとし、その他の項については許可とすることに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号は、第12項を除き、許可と決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、説明をお願いします。
事前審査第2班 (石井班長)	ご説明いたします。 議案書11ページをご覧ください。 第1項です。 本案件は、議案第2号第12項と一体案件ですので、一括して説明いたします。 お手元の資料41ページをご参照ください。 本案件は、令和4年12月15日付千葉市指令農委第5号の107において、農地法第5条の許可をした事業につき、計画変更承認申請が提出されたものです。 変更内容は、総事業面積と総事業費です。 変更の理由は、当初許可後に隣接地農地の所有者が売買交渉に応じてくれるようになり、また、貸先からも、より広い駐車場の要望があったため、農地転用対象地の追加の申請を行うものです。 議案第2号第12項に関しまして、申請土地は、武石インターチェンジから北東に約400メートルに位置する農地です。 農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。 転用の目的は、事業拡大のため、既存施設と隣接しており利便性の良い申請地を貸駐車場用地としたいというものです。 所要金額は、1, 106万1千円増加し、2, 803万2千円

事前審査第2班 (石井班長)	で、権利者はこれを自己資金により賄う予定です。 被害防除については、ブロック、フェンスを設置し、土砂の流出などを防止します。 排水については、雨水を自然浸透で処理します。 事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、議案第2号第12項は許可相当、議案第3号は承認相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いします。 質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号第12項及び議案第3号について許可及び承認することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙 手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第2号第12項は許可、議案第3号は承認と決定いたします。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。 事前審査第2班班長、御説明願います。
事前審査第2班 (石井班長)	ご説明いたします。 議案書の12ページをご覧ください。 資料は43ページから45ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。 本件は、千葉県富田都市農業交流センターの指定管理者である富田町管理運営組合が、コスモス等の開花時期に来園者が増加するため、近隣の畑1筆の一部、2,912平方メートルに、一時的に「利用者駐車場」として使用したいというものです。

事前審査第2班 (石井班長)	使用にあたり、造成などの工事はなく、被害防除として、雨水排水は、自然浸透となります。 一時転用期間は、許可日より令和5年10月24日までとなります。 事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。 以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。
橋本委員	春はシバザクラ、秋はコスモスの時期ということで毎年、年2回申請が出るわけですが、資料に直近の公図がついていますが、市の施設の管理でもありますし、書類を省略するなど申請をより簡略化することはできないのでしょうか。
事務局	公図の省略はできませんが、他に簡略化できるものがあれば検討していきたいと思います。
橋本委員	公図等も春に提出すれば、秋の申請は省略するなどお願いしたいです。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	——— 挙手 ———
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第4号は、許可と決定いたします。 次に、議案第5号「千葉県農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたしますが、第1項については、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはそ

議長 (長谷部会長)	の配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。 それでは、第１項の関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。
議場	——— 関係委員退室 ———
議長 (長谷部会長)	それでは初めに、第１項について、事前審査第２班長、説明をお願いします。
事前審査第２班 (石井班長)	ご説明いたします。議案書の１３ページをご覧ください。 本案件は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第２項の規定に基づき、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。 第１項は、若葉区更科町在住の方が所有する同町の田２筆、合計面積６，５４９平方メートルを同区下田町在住の農家の方に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。 本計画（案）は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第２班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第２班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
小林委員	農業経営基盤強化促進法が改正され、農用地利用集積計画による利用権の設定はできなくなり、経過措置として従前どおり行っていますが、経過措置期間後の所有権移転等についてどのような影響が

小林委員	出るのか、またどのような対策を考えられているのか教えてください。
事務局	令和7年3月末を以って集積計画は廃止され、その後の貸借は利用集積等促進計画が中間管理事業に基づいて作成、公告され貸借の手続きが成立するという形に移行されます。今後の貸借は中間管理事業か農地法による手続きになります。 売買については、中間管理事業でも行えるのですが、千葉県の中間管理機構である千葉県園芸協会は売買の仲介を現時点で行っていないので、今後も行わないのであれば売買については農地法による手続きのみとなります。
小林委員	集積計画で手続きを行うと、嘱託登記で登記が行えるので、所有者不明土地の発生防止に役立つものと考えています。それがなくなること、影響が出ないようにしてもらいをお願いします。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙手願います。
議場	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第1項については、原案どおり決定といたします。 それでは、関係委員にご入室いただきます。
議場	—— 関係委員入室 ——
議長 (長谷部会長)	それでは次に、第2項から第20項について、事前審査第2班長、説明をお願いします。
事前審査第2班 (石井班長)	議案書の13ページをご覧ください。 第2項は、緑区大椎町在住の方が所有する同町の田2筆、合計面積3,047平方メートルを同区あすみが丘所在の農地所有適格法

事前審査第2班 (石井班長)	人に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「水稻」です。 次に14ページをご覧ください。 第3項は、若葉区中野町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積370平方メートルを富里市立沢所在の農地所有適格法人に所有権を移転するもので、権利者の作付品目は「小松菜」です。 第4項は、中央区川戸町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方が所有する同町の畑4筆、合計面積3,132平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は6年、権利者の作付品目は「人参、西瓜、トマト」です。 次に15ページをご覧ください。 第5項から17ページの第10項は、権利者が同一のため一括して説明します。 富里市立沢所在の農地所有適格法人が、若葉区中野町在住の方、他6名が所有する同町、緑区平川町、同区高田町、同区平山町の畑19筆、合計面積28,430平方メートルに賃借権又は使用貸借権を新規又は再設定するもので、設定期間は3年、4年5ヶ月又は5年で、権利者の作付品目は「小松菜」です。 次に18ページをご覧ください。 第11項以降は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件です。 第11項は、緑区土気町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する同町の畑1筆、面積1,636平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「ネギ、落花生」です。 第12項及び19ページの第13項は、権利者が同一のため一括して説明します。 八街市沖在住の農家の方が、若葉区中野町在住の方、他1名が所有する同町の畑13筆、合計面積10,903平方メートルに賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「人参、落花生」です。 次に20ページをご覧ください。 第14項から22ページの第19項は、権利者が同一のため一括して説明します。 東京都八王子市緑町在住の農家の方が、若葉区野呂町在住の方、
---------------------------	---

事前審査第2班 (石井班長)	他5名が所有する同町の畑8筆、合計面積12,267平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は「サツマイモ、ホウレンソウ、玉ねぎなど」です。 次に23ページをご覧ください。 第20項は、花見川区武石町在住の農家の方が、同町在住の方が所有する幕張町4丁目の畑7筆、合計面積2,514平方メートルに賃借権を再設定するもので、設定期間は20年、権利者の作付品目は「人参」です。 第1項から第20項の合計面積は、68,848平方メートルです。本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。 事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。 説明は以上でございます。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。
橋本委員	3、5、6、7項についてですが、権利者が同じ農地所有適格法人で所有権移転や賃借権設定もありますが、使用貸借もあり相対で契約するとは言え、この規模の法人に無償で貸与するのは周囲から何か言われませんか。賃借料の情報も公開しているので相談があれば対応していただきたいです。
高橋委員	こちらの法人は集約をかなり進めていまして、私も立ち会ったりもしていますが、所有者の要望を聞いて賃借等を設定しています。
清宮委員	14から19項の方は、住所が市外で遠方なところですが、市内に生活の実態はあるのでしょうか。
事務局	生活実態は把握していませんが、緑区にも居宅があり少なくとも

事務局	繁忙期にはそちらで生活していると聞いています。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等無いようですので、採決いたします。 事前審査第２班の説明のとおり、決定することに賛成の方は、挙 手願います。
議長	—— 挙 手 ——
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、第２項から第２０項についても、原 案どおり決定といたします。 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第 １号から第７号までを一括して上程いたします。 事務局より説明願います。
事務局	報告案件について、ご説明いたします。 議案書の２５ページをご覧ください。 報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」は、 相続等により農地の権利を取得した旨の届出があったもので、２６ ページまでに５件ございました。 添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付い たしました。 議案書の２７ページをご覧ください。 報告第２号「農地法第４条第１項第７号の規定による届出につい て」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があっ たもので２９ページまでに２０件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含 め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。 議案書の３０ページをご覧ください。 報告第３号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出につい て」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するた め、その旨の届出があったもので、議案書の３６ページまでに３８ 件ございました。 内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含 め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

事務局	議案書の３７ページをご覧ください。 報告第４号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、２件ございました。添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。 議案書の３８ページをご覧ください。 報告第５号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、１１件ございました。 申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局から照会があったもので、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。 議案書の３９ページをご覧ください。 報告第６号「千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第５条）」は、１件ございました。内容につきましては、８月の総会で審議されたもので、８月１０日に千葉県農業会議より「許可相当」との回答があり、許可指令書を交付いたしました。 議案書の４０ページをご覧ください。 報告第７号「荒廃農地の非農地化について」は、議案書の５９ページまでに４５５件ございました。これらの案件は、既に森林の様相を呈しているなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地のため、農地法第２条第１項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外したものです。 なお、非農地判定したものについては、土地所有者に対し非農地決定通知書を送付し、また、法務局に対しても非農地判断した旨の通知をしております。 報告案件は以上です。
議長 (長谷部会長)	ありがとうございました。 ただいまの報告第１号から第９号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。
槇本委員	７号について、所有者の方に非農地通知を送付した後、本人が地目変更の手続きを法務局で行ったか確認しているのかを教えてください。

梶本委員	さい。
事務局	所有者の方に地目変更の手続きをするようお願いする文書を送付しておりますが、実際手続きを行ったかどうかまでは把握しておりません。
梶本委員	農地台帳からは農地としての情報は外しているのですか。
事務局	はい。非農地化した段階で台帳からは農地として外しています。
梶本委員	今後、全筆とは言いませんが、抜き打ち的に所有者の方に連絡して地目変更の手続きを行った確認していただきたいと要望します。
議長 (長谷部会長)	農地でなくなった場合、税の関係はどうなるのですか。
事務局	課税部門にも非農地判定の結果を通知していますので、課税地目の判定も必要に応じ見直していると思います。
議長 (長谷部会長)	非農地化をすることで、農地でなくなり税金が変わってしまうこともあるのですか。
事務局	農地から山林、原野として課税地目も変更となる場合もありますが、課税部門からは税額の大きな変更はないと聞いています。
議長 (長谷部会長)	税金の問題になってしまいましたが、非農地化をした場所としていない場所で不平等な形となるのではないのでしょうか。
梶本委員	登記上、地目が田、畑であっても、税については現況で課税するものなので、非農地化により、税法上の影響等はないと思います。
議長 (長谷部会長)	他に質問は無いようです。これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。 以上をもちまして、令和5年度第7回千葉市農業委員会総会を閉

議長 (長谷部会長)	会いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。 以上で、本日の審議は、すべて終了いたしました。 委員の皆様には、ご協力ありがとうございました。 閉　　会　　（午前１１時２０分）
-----------------------	---